

次世代の教育情報化推進事業（情報教育の推進等に関する調査研究）  
仕様書

平成 29 年 3 月 10 日  
生涯学習政策局情報教育課

1 事業名

次世代の教育情報化推進事業（情報教育の推進等に関する調査研究）

2 事業の趣旨

急速に情報化が進展する社会の中で、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力を、各学校段階・各教科等の学習活動を通じて体系的に育成する重要性がますます高まっている。また、平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」において、情報活用能力（プログラミング的思考や ICT を活用する力を含む）は、言語能力や問題発見・解決能力と同様に、教科等の枠を越えて、全ての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力と位置付けられ、各学校のカリキュラム・マネジメントの実現を通じて、確実に育成することとされた。

このことを踏まえ、本事業においては、次期学習指導要領の実現を見据え、推進校を指定し、教科横断的な情報活用能力の育成に係るカリキュラム・マネジメントの在り方や、ICT を効果的に活用した指導方法の開発のための実践的な研究を実施する。

（参考）

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（中央教育審議会 平成 28 年 12 月 21 日）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm)

3 事業の内容

（1）情報教育の体系的な推進 成果の取りまとめ等

ア. 実践事例等の取りまとめ

各委託先自治体等で作成・実践した年間指導計画や授業の指導案、授業記録等、カリキュラム作成にかかわる情報を収集・整理し、検討を行い、カリキュラム・マネジメントの方法等の取りまとめを行う。※文部科学省と協議して内容を決定する。

- ・ 3（4）に記載している「企画検証委員会」を設置し、「実践事例」等の取りまとめに当たっての助言を得ること。
- ・「企画検証委員会」委員による各推進校等の視察を行い、状況確認等を行うこと。（視察回数は委員1名あたり2回程度で、視察場所は委託先自治体等が指定した15校程度となる。）
- ・各推進校等において、年間を通して修正改善される「実践事例」等を集約し、それらの情報を文部科学省及び「企画検証委員会」委員に提供・共有し、必要に応じて助言を受け、それらを各自治体等に伝達すること。
- ・各推進校等で参考となるような、他地域での情報活用能力育成に関わる具体的な実践例について収集し、それらの情報を提供・共有すること。
- ・「実践事例」等の取りまとめに関する教員向けのHPの作成を行う（文部科学省ホームページにおいて閲覧できるよう必要な作業を行う）。

#### イ. 情報活用能力の育成に関する調査

文部科学省が必要と判断し実施することとした調査やアンケート等を、各委託先自治体等に対して実施し、結果の集計を行う。（対象は各委託先自治体等及び各推進校で年2回程度）実施の詳細は文部科学省と協議して決定する。

### （2）各教科等の指導におけるICT活用 成果の取りまとめ等

#### ア. 実践事例等の取りまとめ

ICTを活用したアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善や個に応じた指導等、各教科等におけるICTを活用した指導方法の開発に関する実践的な事例を収集・整理し、検討を行い、授業事例の取りまとめを行う。

※文部科学省と協議して内容を決定する。

- ・ 3（4）に記載している「企画検証委員会」を設置し、実践事例等の取りまとめに当たっての助言を得ること。
- ・「企画検証委員会」委員による各推進校等の視察を行い、状況確認等を行うこと。（視察回数は委員1名あたり2回程度で、視察場所は委託先自治体等が指定した9校程度となる。）
- ・各推進校等において、年間を通して修正改善される実践事例等を集約し、それらの情報を文部科学省及び「企画検証委員会」委員に提供・共有し、必要に応じて助言を受け、それらを各自治体等に伝達すること。
- ・各推進校等で参考となるような、他地域での具体的な実践例について収集し、それらの情報を提供・共有すること。
- ・実践事例等の取りまとめに関する教員向けのHPの作成を行う（文部科学省ホームページにおいて閲覧できるよう必要な作業を行う）。

#### イ. ICT 活用能力の育成に関する調査

文部科学省が必要と判断し実施することとした調査やアンケート等を、各委託先自治体に対して実施し、結果の集計を行う。(対象は各委託先自治体等及び各推進校で年2回程度)実施の詳細は文部科学省と協議して決定する。

#### (3) 事業報告書の作成

各推進校等における実践や成果等を整理し、企画検証委員会の助言を得て「情報教育の推進等に関する調査研究」全体の事業報告書を作成する。なお、部数等の詳細は下記「5 成果物の提出(4)」に示す。

#### (4) 企画検証委員会の設置

「情報教育」や「教科教育」について見識を持った有識者からなる企画検証委員会を設置し、各推進校等に対して、事業実施の方向性や実施状況等について助言するとともに、各委託先自治体における取組の評価や課題の分析等を行うものとする(年3回程度開催)。事業の円滑な実施のため、企画検証委員会には3(1)に係るワーキンググループと、3(2)に係るワーキンググループを設ける。

なお、有識者数は、3(1)に係るもの及び3(2)に係るものと合わせて12名程度とし、有識者の選定に当たっては文部科学省と協議するものとする。

#### (5) 連絡協議会の開催

連絡協議会を3(1)に係るものは年1回(5月頃)、3(2)に係るものは年2回(5月頃、8月頃)開催すること。連絡協議会は、各委託先自治体等から2名程度参加し、実践の進捗状況などの情報交換を行い、企画検証委員会の助言を受けることを目的とし、3(1)に係るものと3(2)に係るものは、別々に開催するものとする(委託先自治体の代表者2名の旅費の支給が必要となる)。

#### (6) 成果報告会の開催

成果報告会(2月予定)を開催すること。成果報告会は、各委託先自治体等から2名程度参加し、実践報告を行うために開催するものとする(委託先自治体等の代表者2名の旅費の支給が必要となる)。

なお、この報告会は教育関係者への公開を想定すること。

#### (7) その他

事業の趣旨を踏まえつつ、成果普及の方策など必要な提案をすること。

#### 4 委託期間

委託を受けた日から平成30年3月30日（金）まで

#### 5 成果物等の提出（文部科学省への納品）

以下について提出すること。また、提出に当たっては、いずれも電子媒体によっても提出すること。その際のファイル形式については、文部科学省の情報端末等及び一般的なアプリケーションソフトウェアで利用できるよう配慮すること。以下について文部科学省が指定する場所に納品するものとする。

##### (1) 「情報教育の体系的な推進」 実践報告書

「情報教育実践事例」等の取りまとめ・・・100部

- ・規格 A4判タテ カラー 無線綴じ 200頁程度を想定
- ・用紙 本文 コート紙90K 表紙 コート紙110K以上
- ・入稿方法 Wordファイル 及びPDFファイル

##### (2) 「各教科等の指導におけるICT活用」 実践報告書

「ICT活用実践事例」等の取りまとめ・・・100部

- ・規格 A4判タテ カラー 無線綴じ 100頁程度を想定
- ・用紙 本文 コート紙90K 表紙 コート紙110K以上
- ・入稿方法 Wordファイル 及びPDFファイル

##### (3) 「情報教育の体系的な推進」及び「各教科等の指導におけるICT活用」の実践事例等の取りまとめに関するホームページ・・・1式

文部科学省ホームページにおいて閲覧できるよう必要な作業を行う。

##### (4) 事業報告書・・・5部

- ・規格 A4判タテ 白黒
- ・用紙 本文 コート紙90K 表紙 コート紙110K以上
- ・入稿方法 Wordファイル 及びPDFファイル

※「情報教育の体系的な推進」及び「各教科等の指導におけるICT活用」で1冊の報告書とする。

##### (5) 提出期限

平成30年3月30日（金）

ただし、完成次第速やかに提出すること。

(6) 提出先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2-2  
文部科学省生涯学習政策局情報教育課

6 応募者に求める要求要件

- (1) 本事業に係る応募者に求める要求要件は、「7 要求要件の詳細」に示すとおりとする。
- (2) 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- (3) 「7 要求要件の詳細」に「\*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、審査においてこれを満たしていないと判断された場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- (4) 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていても不合格とならない。
- (5) これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、企画評価委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価は、別添の総合評価基準に基づくものとする。
- (6) 文部科学省は、委託先候補を選定した後、採択された提案内容については、必要に応じて委託先候補との間で調整の上、契約までに修正等を行うことがある。

7 要求要件の詳細

(1) 事業の実施方針

① 事業の内容の妥当性、独創性

\* i) 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。[仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。]

② 事業の実施方法の妥当性、独創性

\* i) 事業の実施方法が明確に示されており、妥当であること。[事業の実施方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。]

③ 事業計画の妥当性、効率性

\* i) 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

## (2) 組織の経験・能力

### ① 組織の類似事業の経験

i) 過去に類似の事業を実施した実績があれば、類似事業の実績内容により加点する。

### ② 組織の事業実施能力

\* i) 事業を遂行するための人員が確保されており、その体制に効率性・妥当性が認められること。

ii) 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力があり、速やかな事業遂行が可能であれば加点する。

\* iii) 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

## (3) 事業従事予定者の経験・能力

事業従事予定者の事業内容に関する専門的知見・適格性

\* i) 事業に必要な幅広い専門的知見・調査分析能力等を有すること。

ii) 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

## 8 著作権、特許権、実用新案権、意匠権等

(1) 本事業の実施に伴い発生した著作権、特許権、実用新案権、意匠権等は、文部科学省に帰属させるものとする。

(2) 作成する成果物等に第三者の著作物の利用が含まれる場合及び著作隣接権の対象となるものが含まれている場合は、関係する権利者に著作人格権を行使しないようにするなどの必要な使用許諾手続等を取ること。

(3) 本事業によって創作された著作物に対して、受託者は著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を受託者以外の第三者が創作したときは、受託者は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

## 9 守秘義務

(1) 受託者は、本事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

(2) 受託者は、データの入力・集計など、本事業に関わる者（再委託先等による人員を

含む。) に対し、機密保持、個人情報保護に関する規則の遵守がなされるよう管理すること。

(3) 受託者は、本事業にて使用する情報システム（メール等）について、各種のアクセス制御、ファイル共有ソフトウェア（ウィニー等）対策、脆弱性対策等を実施し、不正アクセス等の脅威から適切に保護すること。

(4) 受託者は、本事業の実施に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本事業以外に使用しないこと。

#### 10 その他

(1) 仕様書に記載のない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、文部科学省と協議し、その指示に従うこと。

(2) 事業実施に当たっては、委託要項及び契約書を遵守すること。